

議案第 3 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(令和 6 年度向日市一般会計補正予算 (第 9 号))

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分 (令和 6 年度向日市一般会計補正予算 (第 9 号)) したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定
により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年 3 月 2 6 日

向日市長 安 田 守

令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 7 5 2, 4 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 2 6 日

向日市長 安 田 守

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,030,964	24,750	6,055,714
	1 国庫負担金	3,720,952	24,750	3,745,702
18 繰入金		103,692	8,250	111,942
	1 基金繰入金	39,935	8,250	48,185
補正されなかった款に係る額		20,584,747		20,584,747
歳入合計		26,719,403	33,000	26,752,403

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		12,529,726	33,000	12,562,726
	3 生 活 保 護 費	1,183,503	33,000	1,216,503
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		14,189,677		14,189,677
歳 出 合 計		26,719,403	33,000	26,752,403

令和 6 年 度 向 日 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 9 号)

事 項 別 明 細 書

歳 入

(款) 14 国庫支出金			6,055,714	(項) 1 国庫負担金		3,745,702	(単位：千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 民生費国庫負担金	3,718,452	24,750	3,743,202	4 生活保護費負担金	24,750	生活保護費国庫負担金	24,750
計	3,720,952	24,750	3,745,702				

(款) 18 繰入金			111,942	(項) 1 基金繰入金		48,185	
1 基金繰入金	39,935	8,250	48,185	1 財政調整基金繰入金	8,250	財政調整基金繰入金	8,250
計	39,935	8,250	48,185				

歳 出																			
(款) 3 民生費				12,562,726				(項) 3 生活保護費				1,216,503				(単位：千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節				説 明							
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額									
				国府支出金	地方債	その他													
2 扶助費	1,067,400	33,000	1,100,400	24,750			8,250	19 扶助費	33,000	1 生活保護費	33,000								
										19 医療扶助費	33,000								
										特定財源内訳									
										生活保護費国庫負担金	24,750								
計	1,183,503	33,000	1,216,503	24,750			8,250												